平成２５年（フ）第３４号
鳥取県米子市両三柳286番地１　サン・ルミエールＣ―101号、旧住所鳥取県境港市中野町879番地１
債務者　土屋　文夫
１　決定年月日時　平成25年５月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部
平成２５年（フ）第４０号
広島県尾道市正徳町16番６号
債務者　笹井　初美
１　決定年月日時　平成25年５月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係
平成２５年（フ）第４１号
広島県尾道市向島町5615番地26
債務者　田坂　哲士
１　決定年月日時　平成25年５月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係
平成２５年（フ）第２５号
大分県中津市大字是則957番地16
債務者　陣野　照雄
１　決定年月日時　平成25年５月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係
平成２５年（フ）第３５号
秋田市寺内油田１丁目５番26号
債務者　藤原ルミ子
１　決定年月日時　平成25年５月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
秋田地方裁判所民事第２部
平成２５年（フ）第４０号
福島市北沢又字東稲荷川原１番地の１　市住２―31、従前の住所福島市佐原字田中内93番地の１
債務者　佐藤　　宏
１　決定年月日時　平成25年５月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福島地方裁判所
平成２５年（フ）第４９０号
愛知県あま市森山道上79番地１
債務者　森　　文幸
１　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２５年（フ）第４６号
福岡県嘉麻市下山田585番地　山田にじが丘団地114号
債務者　木村　宏二
１　決定年月日時　平成25年５月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部
平成２５年（フ）第４７号
福岡県嘉麻市下山田585番地　山田にじが丘団地114号
債務者　木村　知子
１　決定年月日時　平成25年５月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部
平成２５年（フ）第４９号
福岡県嘉麻市上山田833番地
債務者　鯉川　繁生
１　決定年月日時　平成25年５月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部
平成２５年（フ）第２３号
佐賀県佐賀市長瀬町７番31号　ニューハイツ日新Ｂ棟102
債務者　谷口　絹子
１　決定年月日時　平成25年５月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係
平成２５年（フ）第１２１号
佐賀県鳥栖市大正町780番地３　グランド・ルー鳥栖フォセット1304
債務者　古賀　珠実
１　決定年月日時　平成25年５月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係
平成２５年（フ）第６９号
富山市高田282番地２、前住所富山市北代3749番地３
債務者　光島　**逵**夫
１　決定年月日時　平成25年５月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
富山地方裁判所民事部
平成２５年（フ）第６２号
神奈川県横須賀市平作８丁目17番Ｂ―703号
債務者　吉田かおる
１　決定年月日時　平成25年５月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
横浜地方裁判所横須賀支部
平成２５年（フ）第７７１号
名古屋市西区南川町265番地
債務者　森　　徳子
１　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２５年（フ）第１２４７号
大阪府八尾市二俣３丁目108番地
債務者　橋本将之こと　金　　将之
１　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２５年（フ）第１４６４号
大阪市平野区加美西２丁目３番11―709号
債務者　北条　英世
１　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２５年（フ）第１５９２号
大阪府守口市北斗町13番３号
債務者　植村塗装店こと　植村　和明
１　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部